

# OB税理士に情報漏洩

## 大阪国税職員 停職6カ月、辞職

201X 9/13

大阪国税局は12日、同國税局OBの税理士に調查情報を漏らしたなどとして、男性職員(47)を停職6カ月の懲戒処分にした。国税庁は同日、国税通則法上の守秘義務違

反に当たるとして、同法違反容疑で職員を京都地検に書類送検した。職員は同日付で辞職。「納税者の信頼を損ね、国税局に迷惑を掛けた。反省している」と話してい

るという。國税局によると、職員は京都府内の税務署の統括官だった昨年1月ごろから受け取ったタクシーチケットを26回使い、計約12万7千円の利益供与を受けた。国税局は「タクシ

ーチケットの提供が情報漏洩の見返りとは認定できないかった」としている。税務調査を受けた企業の関係者が昨年10月、「情報報が漏れているのではないか」と国税当局に通報して発覚した。大阪国税局の佐野誠国税広報広聴室長は「誠に遺憾と受け止めていた。再発防止に努めたい」と話した。